

和歌山県職員募集案内 2026PR 動画制作業務

＜公募型プロポーザル実施要領＞

1 趣旨

和歌山県職員募集を広く広報するとともに、就職活動を予定している大学生や高校生などに効果的にPRするための動画を制作することで、県職員としてのやりがいや魅力を積極的に発信し、職員採用に係る応募促進と人材確保につなげる。

2 事業内容

- (1) 委託業務名 和歌山県職員募集案内 2026PR 動画制作業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 見積上限額 金 1,000 千円（消費税及び地方消費税の額 10%を含む。）
- (4) 契約期間 委託契約日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

3 参加資格

それぞれ次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第 1 号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。

イ 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

- (4) 本プロポーザルに参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

- (5) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

- (6) 過去 5 年間に本業務に類似する同規模の事業実績を有していること。

（類似する事業実績とは、動画制作の実績を指す）

(7) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(8) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 和歌山県暴力団排除条例(平成 23 年和歌山県条例第 23 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団等」という。)が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用して
いる者
- ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
- エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
- カ 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者(その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。)が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から 1 年を経過しない者

4 スケジュール

項目	日程
参加申込及び質問受付期限	令和 7 年 9 月 3 日(水) 17:00
参加対象資格に係る書類提出期限	令和 7 年 9 月 17 日(水) 17:00
企画提案書類提出期限	令和 7 年 9 月 22 日(月) 17:00
審査会	令和 7 年 10 月 1 日(水) 時間は別途通知します。
審査結果の通知	審査会の翌日以降速やかに行います。

5 プロポーザル参加申込及び質問票の提出

(1) 提出期限：令和 7 年 9 月 3 日(水) 17:00

(2) 提出方法：電子メールで下記様式を提出。(アドレス：e2101001@pref.wakayama.lg.jp)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

なお、提出した際は、確認の電話を入れること。

(3) 提出様式：

ア プロポーザル参加申込

プロポーザル参加申込書（様式1）を上記電子メールアドレスあて提出。

件名に「【プロポーザル参加申込】和歌山県職員募集案内 2026PR 動画制作業務」と記載の上、提出すること。

※参加申込書を提出しない者は当該プロポーザルに参加できません。

イ 質問票

質問票（様式2）を上記電子メールアドレスあて提出。

件名に「【質問票】和歌山県職員募集案内 2026PR 動画制作業務」と記載の上、提出すること。

※令和7年9月10日（水）17時までに、和歌山県ホームページに回答を掲載いたします。なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の参加者からの提案書提出状況に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあることから受け付けません。

6 参加対象資格に係る書類提出

(1) プロポーザル参加事業者は次に掲げる書類を提出すること。

なお、各書類の説明は、別紙【提出書類一覧】を参照してください。

ア 企画提案申請書（様式3）・・・1部

イ 誓約書（様式4）・・・1部

ウ 提案者の概要書及び類似事業受託実績（様式5）・・・1部

エ 役員等に関する調書（様式6）・・・1部

オ 直前一期分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類・・・1部

カ 法人登記事項証明書・・・1部

キ 印鑑登録証明書・・・1部

ク 法人税、所得税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（発行後3か月以内のもの）・・・1部

ケ 和歌山県税に未納がないことの証明書（提出日において、発行日から3か月以内のもの）

ただし、和歌山県内に本店又は支店を有しないものについては、和歌山県税に未納がない旨の証明書は必要としない。・・・1部

(2) 提出書類の留意事項

ア 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格（業務種目大分類が企画・公告・手配）を有する者は、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出すれば、(1)のエ～ケの提出を省略することができる。

イ 県が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

(3) 提出方法：持参又は郵送

※ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。

(4) 提出期限：令和7年9月17日（水）17:00（必着）

7 企画提案書等の提出書類

プロポーザル参加事業者は次に掲げる書類を正本1部、副本7部を提出すること。

なお、副本7部のうち、3部は企業名を無しにして提出すること。

(1) 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、仕様書の趣旨を踏まえ、以下の項目を盛り込み、オールカラーで作成すること。

動画の企画（趣旨、シナリオ、デザイン、音楽・効果音等）や取材方法（撮影方法、動画・写真等映像資料の入手方法等）

※サンプル動画を活用した提案をする場合は、提案書にDVD-Rを添付すること。

(2) 業務の実施体制及び業務完了までのスケジュール（任意様式）

(3) 見積書（任意様式）

次のア・イの事項を明記すること。

ア 見積額は、当業務の実施に必要な経費を計上し、消費税及び地方消費税10%を含む額とする。とし、積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。

イ 宛て名は、「和歌山県知事」宛てとすること。

(4) 提出方法：持参又は郵送

※ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。

(5) 提出期限：令和7年9月22日（月）17:00（必着）

8 参加に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意志について相談を行った場合

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合

エ 企画提案書類に虚偽の記載をした場合

オ 実施要領に違反すると認められる場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効となる。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 「2. 事業内容」の「(3) 見積上限額」を超えた見積額を提示した場合

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

(4) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできない。

(5) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めないこととする。(軽微なものを除く。)

(6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しないこととする。

(7) 費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

(8) その他

提出書類は「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）」に基づき、情報公開の対象となる。

9 プロポーザルの実施方法について

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された「和歌山県人事委員会公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」が行う。

なお、選定委員会では、(3) 審査項目及び評価内容に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に充分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の最も優れた企画を提案した者を契約候補者として選定する。

(2) 審査会

ア 実施日：令和7年10月1日（水）時間は別途通知します。

イ 実施場所：県庁北別館4階 第3会議室

ウ 所要時間：1事業者あたり25分以内（プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分）

エ 注意事項：

(ア) プレゼンテーション参加人数は、1事業者あたり3名までとする。

(イ) パソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は事前に申し出ること。

(ウ) 紙資料は、企画提案書類等の受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施すること。

(エ) プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できない。

(オ) 審査会の実施方法等を変更する場合は、参加者に事前に通知する。

(3) 審査項目及び評価内容

審査項目は以下のとおりとする。なお、審査会において必要と認める審査項目を変更する場合がある。

(審査項目)

ア 業務の実施方針等

イ 実施計画

ウ 見積価格の妥当性

※詳細は、別紙【和歌山県職員募集案内2026PR 動画制作業務評価基準】参照

(4) 契約候補者の決定

上記の審査項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査を行い、審査委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を契約候補者とする。

最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の最も安価な参加者を契約候補者とする。

提案金額も同額の場合は、審査委員の合議により契約候補者を選定する。

参加者が1者のみの場合、審査結果において基準点（満点の6割）を満たすときは、当該参加者を契約候補者とする。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査会終了後、契約候補者が決定してから、速やかに参加者に文書にて通知するとともに、和歌山県人事委員会ホームページ内にて次の内容を公表する。

ア 契約候補者の名称及び評価点

イ 次点以下の参加者の評価点（参加者名は公表しない）

10 契約手続きについて

(1) 選定した契約候補者と県は、企画提案の内容をもとに協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の者と協議することとする。また、企画提案の内容については、契約候補者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、県との協議により適宜変更を求めることがある。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。

(3) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、和歌山県財務規則第93条に該当する場合は契約保証金を免除することとする。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の全部再委託の禁止

受託者は、本事業の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 財産権の取扱

事業の実施により生じた著作権、特許権等の知的財産権は、県に帰属するものとする。

12 各関係書類提出場所

和歌山県人事委員会事務局 総務課（県庁北別館5階）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

TEL：073-441-3763

FAX：073-433-4085

メール：e2101001@pref.wakayama.lg.jp